

# 今回は経営承継円滑化法の話……

## はじめに

今回は事業承継にかかわる新しい法律である経営承継円滑化法について書く。なかなか使いづらいという話もよく聞くが、税理士の先生としては知らないでは通らない。

ポイントだけでも理解しておきたい。

## I 雇用対策という側面を考慮しての法律

会社を引き継ぐ場合にうまく引き継がなければ会社そのものがなくなったりすると勤めている従業員にも悪い影響が及ぶ。今回の経営承継円滑化法は、その面を考え、雇用対策という側面を考慮しての法律である。

経営承継円滑化法のポイントは次の3つである(図表1)。

図表1 経営承継円滑化法の3つのポイント

項目	内容	
1 相続規定への対応 (民法の特例)	除外合意	贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外する。
	固定合意	贈与株式等の遺留分算定価額を贈与時の時価に固定する。
2 資金需要への対応	相続税・保証債務など資金需要を満たす支援をする。	
3 相続税の課税の特例対応	相続自社株の課税価格80%の相続税の納税を猶予する。	

## II 「除外合意」と「固定合意」

相続に関するものとしては、事前に受け継い

だ株式は遺留分に入れないでよいという「除外合意」と、株式の遺留分に算定する価額を生前贈与したときの価額に固定する「固定合意」の2つがある。

遺留分に入れないというのは、遺留分算定基礎財産から除外するということだから、後継者にとって「除外合意」はメリットがある。また、「固定合意」の方は、生前贈与されたときに、株式の価額が固定されるので、後継者は安心して事業経営にあたり、株価を上げることができる。

税理士の先生が経営コンサルタントとしてコンサルティングするとき、例えば経営承継で株式を譲渡したような場合に、このあたりの知識を生かしてコンサルティングをしなければいけない。頑張ったら自分の会社の業績が良くなったのは良いが、先代社長が亡くなったときに予想外に相続税の負担が増えたり、兄弟の1人から遺留分減殺の請求をされたりして、自分のもらう相続分が減ったり、またその兄弟に現金を支払わなければならなくなったりしたら大変である。

遺産相続は金額が大きくなりやすいだけに、よく検討して、事前に対策を打つことが肝要である。

## III お金も借りやすくなっている

経営承継円滑化法のポイントの2つ目は、融資である。経営を引き継ぐ場合にお金が必要に

なってくることが多い。株式が過去の相続などで社外に分散している場合はその買取り資金が必要だし、生前贈与の場合も贈与税などで資金が必要になる。

また、この法律は企業買収（M&A）や経営陣による経営権の買収（MBO）、従業員による経営権の買収（EBO）も想定している。会社が事業承継されてスムーズに運営されれば良いわけである。いずれの買取りもお金が必要になる。

融資には2ルートある。国のルートと民間のルートである。国のルートは㈱日本政策金融公庫で特別利率での融資が行われる。また、民間金融機関のルートでは、通常の保証枠とは別枠の保証協会の保証で融資が行われる。

想定される融資内容

1. 自社株式等の取得を行う会社への融資
2. 後継者個人への融資
3. M&Aを行う会社への融資

#### IV 相続税の納税猶予の制度

経営承継円滑化法の3つ目のポイントは相続

図表2 相続税の納税猶予の制度

項目	内容
概要	相続などにより後継者が取得した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される制度。 5年間「事業継続の要件」をクリアし、その後一定の条件を維持すれば、後継者の死亡のときにその前の相続税の納税については免除される。
被相続人の要件	会社の代表者であり、同族関係者の持ち株数を合わせ50%を超え、筆頭株主であったこと。
相続人の要件	被相続人の親族であり、会社の代表者になること。同族関係者の持株数を合わせ50%を超え、筆頭株主になること。 (親族とは配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族。)
事業継続の要件	相続申告後は5年間、経済産業大臣から事業継続要件等として次のチェックを受ける。 ①引き続き会社代表であるか ②雇用の8割以上を維持しているか(厚生年金及び健康保険加入者がベース) ③相続した対象株式を継続保有しているか

税の納税猶予の制度である。これは親族が会社を引き継ぐ場合で、会社の代表者であり、50%超の株式を所有している被相続人から、会社の代表者として、50%超の株式を相続して会社を引き継ぐ場合に、納税が80%猶予されるというものである。ただ、5年間80%以上の雇用を維持するとか、会社の代表であり続けるとか制約がある。

また、これには経済産業大臣の事前確認が必要になる。

相続などにより後継者が取得した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、5年間の「事業継続の要件」をクリアした上で後継者が死亡したときに猶予納税額が免除される。

ただし、発行済議決権株式総数の2/3が上限。また、途中で要件に該当しなくなった場合には、納税猶予額と猶予期間の利子税をあわせて即時納付しなければいけない。実際に使うには、確かにハードルの高い制度である。

(監修 税理士法人トゥモロー・ジャパン 代表税理士・小林登)